

## 私道における公共下水道の設置及び管理等に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活環境の向上及び公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的に、予算の範囲内において未処理区域内の私道へ公共下水道を設置する条件及び手続きを定めるとともに、私道に設置された公共下水道の適正な維持管理に資することを目的に、その取扱い、及び私道を公道に移管する際に排水設備を引継ぐための基準等を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における公共下水道とは、各家庭からの汚水を受け入れる接続ます、污水管及びポンプ施設をいい、排水設備とは、市の管理によらない下水管をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱に使用する用語は、下水道法(昭和33年法律第79号)及び神戸市下水道条例(昭和50年10月条例第40号)において使用する用語の例による。

### (公共下水道を設置できる私道の条件)

第3条 この要綱の適用を受ける私道は、次に掲げる条件をすべて備えたものでなければならない。

- (1) 両端が公道あるいは、この要綱により既に公共下水道が設置された私道に接続していること。
  - (2) 当該私道が、「私道への公共下水道設置基準」に適合していること。
  - (3) この取扱により設置する当該公共下水道に汚水を排除すべき建築物の戸数が2戸以上であり、その10分の8(この算定による端数は、切り上げる)以上が、直ちに排水設備の改造及びくみ取り便所の水洗化をすることが明らかであること。
  - (4) 当該私道の所有者が、公共下水道の設置を承諾していること。
  - (5) 不特定多数のものが交通の用に供していること。
- 2 市長は、公益上必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、その一端が閉鎖した私道についても前項第2号、第3号及び第4号の条件をみたすものに限り、この要綱を適用することができる。ただし、前項第3号の条件については、汚水を排除すべき建築物の戸数の「10分の8以上」を「全戸」と読みかえる。
- 3 市長は、公益上必要と認める場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、設置路線の一部が公共用地又は公共用地に準じた土地を通過する私道にあっては、その土地の所有者又は管理者の承諾があり、公共下水道の維持管理が可能なものに限り、この要綱を適用することができる。ただし、汚水を排除すべき建築物の戸数は、第1項第3号の規定を適用する。

### (公共下水道の私道への設置に関する調査依頼、可否の決定、願出、決定の通知)

第4条 この要綱の適用を希望するもの(以下「願出人」という。)は、代表者を定め公共下水道設置調査依頼書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の依頼があった場合は、必要な調査を行い、公共下水道の設置の可否を決定したときは、願出人の代表者に公共下水道設置調査結果通知書により通知する。
- 3 公共下水道の設置が可能となった私道の願出人の代表者は、公共下水道設置願書を、市長に提出しなければならない。
- 4 前項の願書には、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) 公共下水道設置承諾書
  - (2) 私道及び宅地の区画割図
  - (3) 公共下水道設置希望者名簿
  - (4) 登記簿謄本(写)
  - (5) 字限図
  - (6) 私道所有者の印鑑登録証明書

5 市長は、公共下水道の設置の願出があった場合は、必要な調査を行い、願出の採否を決定したときは、願出人の代表者に通知する。

(私道への公共下水道の設置の適用範囲)

第5条 第3条及び前条は、公共下水道で処理すべき区域のうち、未処理区域に位置する私道に適用する。

(私道に設置した公共下水道の取扱い)

第6条 この要綱の適用を受ける市が私道に設置した公共下水道については、市が管理を行うものとする。

2 当該公共下水道が設置されている私道を含む土地の利用計画の変更に関して、市はその関係者等と公共下水道の管理または移設の方法及び地上権等の権利設定を含め、公共下水道の継続使用又は廃止に関する協議を行うこととする。

3 前項の関係者等とは、原因者及び公共下水道の利用者をいう。

4 第2項の規定にかかわらず、神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例に規定のある開発事業に該当する場合は、同条例に定める手続きによるものとする。

(公道の払い下げに伴う公共下水道の取扱い)

第6条の2 公共下水道が設置された公道の払い下げに関して、市はその関係者等と公共下水道の管理または移設の方法及び地上権等の権利設定を含め、公共下水道の継続使用又は廃止に関する協議を行うこととする。

2 前項の関係者等とは、原因者及び公共下水道の利用者をいう。

(私道舗装等助成)

第7条 市長は、次に掲げる要件をみたす場合は、願出人の代表者の申請により私道舗装助成金の交付を行うことができる。

(1) 願出人がこの要綱の適用を受け公共下水道を設置した私道に、神戸市私道舗装の助成に関する要綱及び神戸市私道側溝改(新)築に関する要綱の適用を受け工事を行うとき。ただし、主たる工事が舗装工事または側溝工事でないものは除く。

(2) 願出人が、神戸市私道舗装の助成に関する要綱及び神戸市私道側溝改(新)築に関する要綱に定められている額を負担するとき。

(私道舗装等助成の金額、願出、可否の通知、助成金額の通知)

第8条 助成金の額は、神戸市私道舗装の助成に関する要綱及び神戸市私道側溝改(新)築に関する要綱で定められた、願出人が負担すべき額の2分の1とする。

2 私道舗装等助成の願出は、神戸市私道舗装の助成に関する要綱及び神戸市私道側溝改(新)築に関する要綱で定められた届出をもって代えることができる。

3 市長は、私道舗装等助成の願出があった場合は必要な審査を行い、私道舗装等助成の可否について通知する。

4 市長は、私道舗装等助成が可能であるときは必要な審査を行い、決定した助成金額を通知する。

(私道の公共下水道の取扱い等の適用範囲)

第9条 第6条から前条の適用は、本要綱に基づき設置した公共下水道に適用する。

(私道の公道移管に伴う排水設備の引継ぎ)

第10条 私道の公道移管に伴う排水設備の市への引継ぎについては、排水設備の所有者全員の承諾が得られていることを前提として市と協議を行い、当該排水設備を公共下水道の設計基

準に合致するよう改良することとする。また排水設備の調査を行い、劣化の認められる部分は、必要な補改修を行ったうえで引き継ぐものとする。

- 2 前項の設計基準とは、神戸市開発事業の方法及び基準に関する条例に定める開発技術基準をいう。
- 3 第1項の引継ぎ対象の道路の一部が公道化の要件を満たさず公道化されない場合は、当該私道に公共下水道のための地上権等の権利設定を行うことを前提とする。

(排水設備の引継ぎに関する協議及び回答等)

第11条 前条第1項に定める下水道施設(排水設備)の市への引継ぎの協議を求める代表者は、下水道施設の引継協議書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の下水道施設の引継協議書が提出された場合、必要な調査を行い、下水道施設の引継に関する回答書を代表者に通知する。
- 3 前項の下水道施設の引継に関する回答書において、引継可能の回答を受けた代表者が、下水道施設(排水設備)の引継ぎを申し出る場合は、下水道施設の引継申出書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の下水道施設の引継申出書が提出され、引継ぎを決定したときは、下水道施設の引継通知書を代表者に通知する。

(依頼等の様式)

第12条 公共下水道設置調査依頼書その他の書類の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道設置調査依頼書 第4条第1項関係 様式第1号
- (2) 公共下水道設置調査結果通知書 第4条第2項関係 様式第2-1、2-2号
- (3) 公共下水道設置願書 第4条第3項関係 様式第3号
- (4) 公共下水道設置承諾書 第4条第4項第1号関係 様式第4号
- (5) 私道及び宅地の区画割図 第4条第4項第2号関係 様式第5号
- (6) 公共下水道設置希望者名簿 第4条第4項第3号関係 様式第6号
- (7) 公共下水道設置決定通知書 第4条第5項関係 様式第7号
- (8) 私道舗装助成(公共下水道関係)可否について(照会) 第8条第3項関係 様式第8号
- (9) 私道舗装助成(公共下水道関係)可否について(回答) 第8条第3項関係 様式第9号
- (10) 下水道施設の引継協議書 第11条第1項関係 様式第10号
- (11) 下水道施設の引継に関する回答書 第11条第2項関係 様式第11号
- (12) 下水道施設の引継申出書 第11条第3項関係 様式第12号
- (13) 下水道施設の引継通知書 第11条第4項関係 様式第13号

(施行細目)

第13条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、建設局長が定める。

附則

(施行の期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から適用する。

(「私道への公共下水道設置の取扱要綱」の廃止)

- 2 平成5年4月1日施行の「私道への公共下水道設置の取扱要綱」については廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の「私道への公共下水道設置の取扱要綱」を適用して市が設置した公共下水道については、第6条から第9条の適用を受ける公共下水道とみなす。

(様式第1号)

年 月 日

神戸市長 あて

願出人代表者

住所

氏名

連絡先

## 公共下水道設置調査依頼書

下記の私道に公共下水道を設置していただきたく、調査を依頼します。

記

1. 場所 区 町通 丁目 番地  
2. 位置図

	N 4 丁
--	-------------

- (注) 1 側溝を含まない私道の幅員を記入してください。  
2 私道の始点終点を明記してください。  
3 各戸の氏名を記入してください。  
4 便所・台所・風呂場等を記入してください。

部長	課長	係長	係	係
上記のとおり願出がありました。調査の結果私道要綱に適合していますので 適合しないので 代表者にこの旨通知いたしたく、伺います。				

(様式第2-1号)

(公 印 省 略)  
第 号  
年 月 日

代表者

様

神戸市長

## 公共下水道設置調査について（回答）

年 月 日付で依頼のありました公共下水道の設置について、下記のとおり回答します。

### 記

1. 場 所 : 区 町通 丁目 番地
2. 調査結果 : 施工可能
3. 必要書類 : 施工を希望する場合は、次の書類を添付して公共下水道設置願書を提出すること。

### 添付書類

- (1) 公共下水道設置承諾書
- (2) 希望者の所在図と私道土地所有者の区画図
- (3) 公共下水道設置希望者名簿
- (4) 私道部分の土地登記簿謄本（写）及び字限図  
（地積測量図があれば添付してください。）
- (5) 私道所有者の印鑑登録証明書

(様式第2-2号)

(公 印 省 略)  
第 号  
年 月 日

代表者

様

神戸市長

## 公共下水道設置調査について（回答）

年 月 日付で依頼のありました公共下水道の設置について、下記のとおり回答します。

### 記

1. 場 所 : 区 町通 丁目 番地
2. 調査結果 : 次の理由により施工できません。
3. 理 由 :

(様式第3号)

年 月 日  
受付番号第 号

神戸市長 へ

願出人代表者

住所

氏名

連絡先

## 公共下水道設置願書

下記の私道に公共下水道を設置くださるよう必要書類を添えて、お願いします。なお、公共下水道が設置された場合には公共下水道設置希望者名簿の署名者は、直ちに排水設備の設置を行うとともに、当該公共下水道の維持を行うことを申し添えます。

### 記

1. 私道の位置 区 町通 丁目 番地

部長	課長	係長	係	係
上記のとおり願出がありました。調査の結果私道要綱に適合しているので、公共下水道を設置したく。 なお、ご決裁のうえは代表者にこの旨通知したくあわせて伺います。				

(様式第4号)

## 公共下水道設置承諾書

年 月 日

神戸市長 あて

私の所有地 区 町通 丁目 番地に  
公共下水道を設置することを承諾します。

住 所	氏 名	印	図面対照番号

印鑑登録証明書貼付

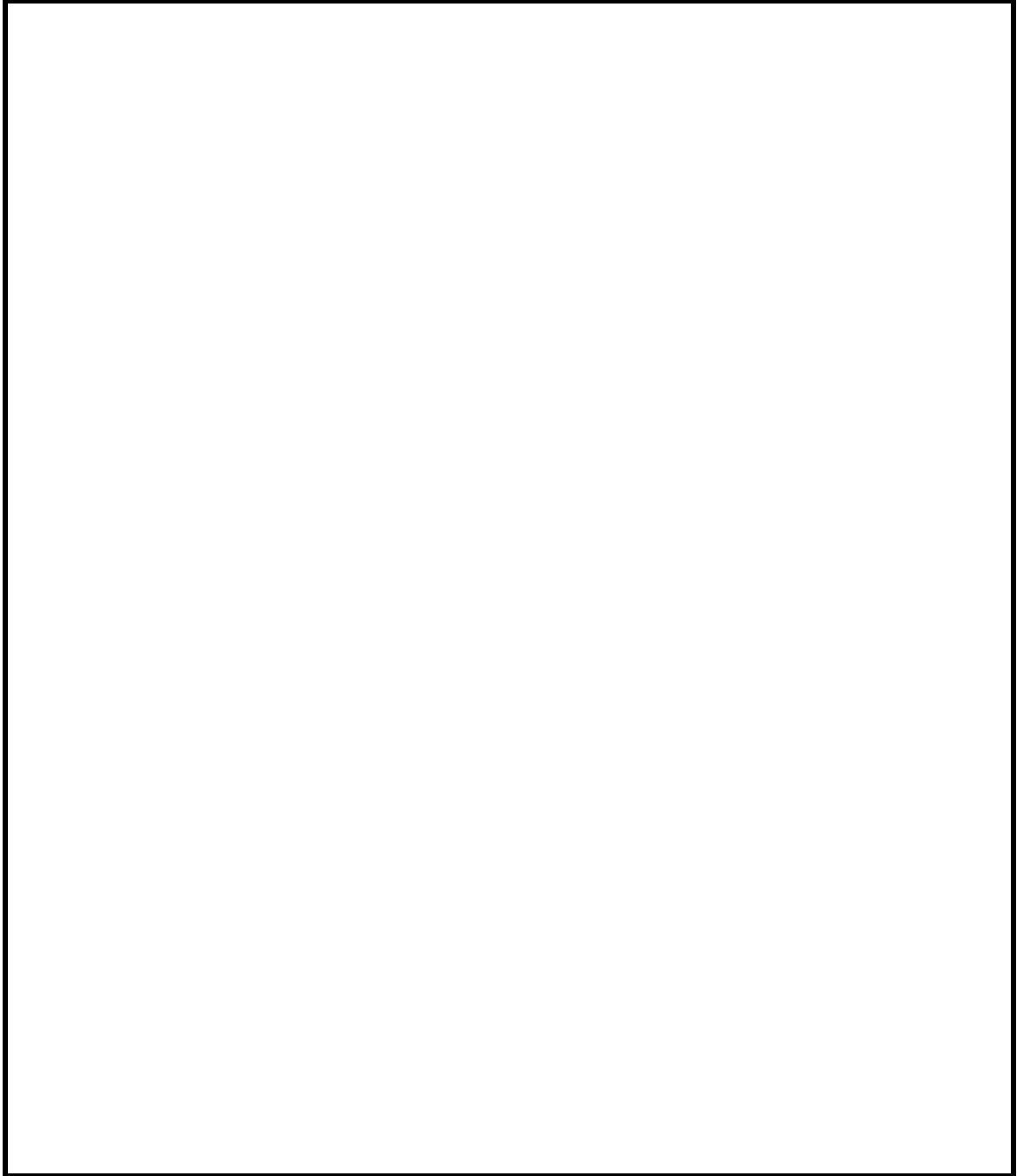
### 記

- 1 土地使用料 無償
- 2 上記の土地の所有権を他に譲渡した場合、その譲受人に対し、この承諾内容を承継させ、御市には迷惑がかからないようにします。
- 3 当方の都合でやむなく公共下水道の布設替を要する場合は、御市に届け出てその指示に従います。  
なお、その費用については、当方で負担します。
- 4 土地境界杭等の復元は、当方で行います。
- 5 掘削部分の復旧は市で行ってください。完成後の管理は当方で行います。
- 6 工事完成後、周辺部から当該公共下水道に他の公共下水道又は、排水設備を接続する場合においても、土地所有者は異議なく協力します。



(様式第5号)

## 私道及び宅地の区画割図



(注) 様式第4号、第6号の図面对照番号を区画割図の中に記入してください。



(様式第7号)

(公 印 省 略)  
第 号  
年 月 日

代表者

様

神戸市長

## 公共下水道設置決定通知書

年 月 日付で願出のありました公共下水道の設置については、下記の条件をつけて施工することに決定しました。

### 記

1. 工事場所 : 区 町通 丁目 番地
2. 施工予定時期 : 自 年 月  
至 年 月

3. 条件 :

- (1) 公共下水道設置願書に署名された方は、当該工事完成後速やかに排水設備計画確認申請書を神戸市長に届出すること。
- (2) 排水設備の施工は、神戸市公認下水道工事業者が行うものとする。
- (3) 当該道路の舗装復旧は掘削部分を原形復旧する。  
なお、工事完成後の当該道路の維持管理については、神戸市は責を負わない。
- (4) 土地境界杭等の復元は願出人の責任において施工すること。
- (5) 代表者は工事に関する地元調整等を十分行い、当該工事が円滑に行えるよう努めること。
- (6) 工事完成後、周辺部から当該公共下水道に他の公共下水道又は、排水設備を接続する場合においても、願出人及び土地所有者は異議なく協力すること。

(様式第8号)

年 月 日

水環境センター管理課長 様

建設事務所管理課長

### 私道舗装助成（公共下水道関係）可否について（照会）

下記場所において、神戸市私道舗装の助成に関する要綱及び神戸市私道側溝改（新）築に関する要綱に基づき助成を受けたい旨申請がありました。本件について、私道舗装助成（公共下水道関係）の可否について照会いたします。

#### 記

申請代表者：

工事場所：

添付書類： 私道舗装新規（再）助成申出書（写し）  
位置図  
施工関係図

(担当)

建設事務所管理課

電話

(様式第9号)

年 月 日

建設事務所管理課長 様

水環境センター管理課長

私道舗装助成（公共下水道関係）可否について（回答）

年 月 日付で照会がありました、私道舗装助成（公共下水道関係）可否について下記のとおり回答いたします。

記

申請代表者：

工事場所：

助成可否：

理由：

(担当)

水環境センター管理課

電話

(様式第 10 号)

年 月 日

神戸市長 あて

代表者  
住所  
氏名  
連絡先

## 下水道施設の引継協議書

私道の公道への移管に伴い、下水道施設（排水設備）を神戸市に引継ぎたいので、下記のとおり協議いたします。

### 記

1. 位置 区 町通 丁目 番地
2. 対象 排水設備の延長 (別添図面参照)
3. 物権設定 地上権： 有 無
4. 添付書類 (1) 排水設備所有者名簿 (※)所有者が複数の場合  
(2) 排水設備所有者の同意書  
(3) 排水設備の位置図  
(4) 私道部分の公図 (写)  
(5) 私道部分の土地登記簿謄本 (写)

(様式第 11 号)

(公 印 省 略)  
第 号  
年 月 日

代表者

様

神 戸 市 長

## 下水道施設の引継に関する回答書

年 月 日付で協議のありました下水道施設（排水設備）の引継について、  
下記のとおり決定しましたので回答します。

### 記

1. 協議結果 引継可能  
(条件等: )

引継不可  
(理由: )

2. 位 置 区 町通 丁目 番地

3. 対 象 排水設備の延長 (別添図面参照)

4. そ の 他

(様式第 12 号)

年 月 日

神戸市長 あて

代表者  
住所  
氏名  
連絡先

## 下水道施設の引継申出書

年月日付 第 号により引継可能の回答をいただいた下水道施設  
(排水設備) の引継について、下記のとおり申し出ます。

### 記

1. 位置 区 町通 丁目 番地
2. 対象 排水設備の延長 (別添図面参照)
3. 物権設定 地上権： 有 無
4. 引継日 年 月 日
5. 添付書類 (1) 下水道管の補改修工事に関する図書  
(2) 下水道台帳図  
(3) 私道から公道への移管を証明する書類 (寄付受納書等)  
(※) 引継協議書の提出時点から変更がある場合、以下の書類を提出してください。  
(4) 排水設備所有者名簿 (※)所有者が複数の場合  
(5) 排水設備所有者の同意書  
(6) 排水設備の位置図  
(7) 私道部分の公図 (写)  
(8) 私道部分の土地登記簿謄本 (写)



(様式第 13 号)

(公 印 省 略)  
第 号  
年 月 日

代表者

様

神 戸 市 長

## 下 水 道 施 設 の 引 継 通 知 書

年 月 日付で申出のありました下水道施設の引継について、下記のとおり通知します。

### 記

1. 位 置 区 町通 丁目 番地
2. 対 象 排水設備の延長 (別添図面参照)
3. 引 継 日 年 月 日
4. そ の 他

## 私道への公共下水道設置基準

### 1 最小幅員の決定（側溝を含まない）

（1）私道に公共下水道を設置するための最小幅員は、表－1により決定する。

ただし、ポンプ施設を利用して汚水を排除する場合は、当該施設の設置のための用地を確保できること。

### （2）幅員の特例

ア 在来排水施設がある場合は、当該排水施設の外面からの幅が、表－1の最小幅以上であること。

イ 石垣のある場合は、試掘によりその根入れ部分の幅及び控長を表－1の最小幅に加えた幅員を必要とする。

### 2 地下埋設物の調査及び移設等

私道内公共下水道設置に伴い、ガス管等の既設地下埋設物があり、移設を要する場合は原則として神戸市が行い、その移設費用は神戸市が負担する。

表-1 (地下埋設物移設幅 20 cmを含む)

幅員 人孔深	人 孔 設 置 部 分	
	特殊人孔 公道用 接続ますを含む	特 1 号 人 孔
0.6	1.58 m	m
0.7	1.60	
0.8	1.62	
0.9	1.64	
1.0	1.66	
1.1	1.68	
1.2	1.70	
1.3	1.72	
1.4	1.74	
1.5	1.76	
1.6		2.02
1.7		2.04
1.8		2.06
1.9		2.08
2.0		2.10
備 考	内 径            60 cm 掘さく底幅 = 120 cm 掘さく深=人孔深+32 cm	内 法            60×100 cm 掘さく底幅 = 140 cm 掘さく深=人孔深=50 cm

掘さく断面標準図

